



特定商取引に関する法律および特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

(a) 消費者の請求等に基づいて送信される広告メールには、オプトアウトの通知を受ける方法を広告内に表示しなければなりません。

(b) 消費者の請求等に基づいて送信される・事業者の場合

- 事業者の場合
- 当該広告メールを送信するときに用いた電子メールアドレスを、送信者電子メール

示します。また、事業者であり、送信者でもあるときは、「(事業者)〈送信者〉」または「(送信者)〈事業者〉」と併記して表示します。

(3) 送信者の住所および電話番号

リンク先を含め、任意の場所に表示しなければなりません。

(4) 電子メールの送信主体が「事業者」か「送信者」かによって、次の事項の表示が追加して義務づけられています。

ここで「事業者」とは、通信販売における販売業者および役務提供事業者、連鎖販売取引における統括者、勧誘者および連鎖販売業を行う者、業務提供誘引販売取引における業務提供誘引販売を行う者をいいます。

●電子メールによる一方的な商業広告の送信（迷惑メール）に関する新たな表示義務とは

改正の経緯

一九九九（平成十二）年十二月に採択された「OECD電子商取引消費者保護ガイドライン」において、「一方的に送られる

インターネットを利用した通信販売業を営んでいます。顧客とのコミュニケーションを促進するため、また、新規の見込み顧客獲得のためには電子メールが有効であると言われています。しかし、近時、法律が改正され、このようなセールスに対する規制が強化されたと聞きました。具体的な内容について、教えてください。

A

今回の改正により、通信販売事業者および送信者が電子メールにより商業広告を送るときは、一定の表示を行うことが義務づけられました。以下、説明します。

Q

我が国でも、電子メールによる一方的な商業広告、特に携帯電話に送信される「迷惑メール」が拡大し、社会問題化しており、早急な対応の必要性から、現行の「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）の下で通信販売などに係わる広告について省令改正を行い、二〇〇二（平成十四）年一月に公布、二月一日に施行。次に、特定商取引法を同年四月に改正公布し、七月一日から施行されました。

同時に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」も同年四月に成立し、七月一日に施行されました。

改正の内容

特定商取引法、省令改正、特定電子メール法の内容が一部、重複または補完した内容になっています。改正点のポイントを紹介します。

① 表示義務

(1) 表題部への「未承諾広告案」の表示

特定商取引法、省令改正、特定電子メール法の表題部には、従来「(広告!)」と表示することになつてましたが、今回の改正により「未承諾広告案」と表示します。

これにより消費者は、リンク先に入ることなく、メールにより受信拒否の連絡

を行なうことができます。

なお、当該表示が事業者のときは、当

該表示の前に「(事業者)」、送信者のときには当該表示の前に「(送信者)」と表

示しなければなりません（省令第八条第一項第八号等）。

商業広告メール（unsolicited commercial e-mail messages）について勧告が出されました。e-mail messages」と同一の文字コードにより符号化して表示しなければなりません。

わが国でも、電子メールによる一方的な商業広告、特に携帯電話に送信される「迷惑メール」が拡大し、社会問題化しており、早急な対応の必要性から、現行の「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）の下で通信販売などに係わる広告について省令改正を行い、二〇〇二（平成十四）年一月に公布、二月一日に施行。次に、特定商取引法を同年四月に改正公布し、七月一日から施行されました。

同時に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」も同年四月に成立し、七月一日に施行されました。

改正の内容

特定期取引法、省令改正、特定電子メール法の内容が一部、重複または補完した内容になっています。改正点のポイントを紹介します。

従来は「(連絡方法無)」との表示も認められていました（省令）が、今回の改正で「再送信禁止規定」が創設されたのに伴い、本人（消費者）が事業者に対して広告メールの受け取りを希望しない方法の表示が義務づけられました（特定商取引法第十一條第二項等、特定電子メール法）。

また、請求等に基づかず送信される広告メールに受信拒否の表示をする場合には、メール本文の最前部に「(事業者)」との表示に続けて、「事業者の氏名または名称」および「受信拒否の連絡を受け付けるための電子メールアドレス」を表示しなければなりません（省令第八条第一項第八号等）。

これにより消費者は、リンク先に入ることなく、メールにより受信拒否の連絡

を行なうことができます。

なお、「未承諾広告案」という表示は、受信拒否（オプトアウト）のための連絡方法（電子メールアドレスの表示）

メーリー本文と同一の文字コードにより符号化して表示しなければなりません。

(2) 受信拒否（オプトアウト）のための連絡方法（電子メールアドレスの表示）

従来は「(連絡方法無)」との表示も認められていました（省令）が、今回の改正で「再送信禁止規定」が創設されたのに伴い、本人（消費者）が事業者に対して広告メールの受け取りを希望しない方法の表示が義務づけられました（特定商取引法第十一條第二項等、特定電子メール法）。

また、請求等に基づかず送信される広告メールに受信拒否の表示をする場合には、メール本文の最前部に「(事業者)」との表示に続けて、「事業者の氏名または名称」および「受信拒否の連絡を受け付けるための電子メールアドレス」を表示しなければなりません（省令第八条第一項第八号等）。

これにより消費者は、リンク先に入ることなく、メールにより受信拒否の連絡

を行なうことができます。

なお、当該表示が事業者のときは、当

該表示の前に「(事業者)」、送信者のときには当該表示の前に「(送信者)」と表

示しなければなりません（省令第八条第一項第八号等）。

これにより消費者は、リンク先に入ることなく、メールにより受信拒否の連絡

を行なうことができます。

なお、当該表示が事業者のときは、当

該表示の前に「(事業者)」、送信者のときには当該表示の前に「(送信者)」と表

示しなければなりません（省令第八条第一項第八号等）。